

インドシナ難民受入れに関する考察

平成24年9月19日
 (公財) アジア福祉教育財団
 難民事業本部

1. インドシナ難民定住支援プログラム概要

(1) 定住支援プログラム内容

(イ) 日本語教育 (572時限 (1時限=45分))

日本語コースの目標は、最低限日本での生活に必要な「読む・書く・聞く・話す」の4技能を身につけること。

(注) 1987 (昭和62) 年までは日本語教育の学習時限は429時限=3ヵ月間 (日本国内の代表的各種日本語教育機関の初級日本語習得にかけている時間数を参考に設定)。日本で生活するために最低限必要な日本語力の要請は可能かもしれないが、就労し自立した生活を営む日本語力を養成するには十分な時間とは言えず、また、長期にわたる一時滞在施設や海外キャンプでの生活習慣を身につけた難民に対し、連日の学習に向かう習慣を作っていくまでに時間を要することが増えていった。さらに、退所していった難民の日本語力について、就労先の雇用主から、もう少し日本語力をつけてほしいとの要望も加わり、時間数を拡大した。カリキュラムの必要時間を積み上げていった結果、572時限とした。

(ロ) 生活ガイダンス (120時限 (1時限=45分))

生活ガイダンスでは、日本の社会制度、習慣や税金、社会保険など、社会での生活に役立つ内容を教育。

(注) 1983 (昭和58) 年国際救援センター開所前までは日本語教育の中で日本の社会生活や規則等を学習する生活指導を行っていたが、その重要性に鑑み、国際救援センターでは開設当初から社会生活適応訓練として独立した指導を行った。

(ハ) 就職斡旋

就職を希望する人に対して職業相談を行い就職斡旋してきた。また、1984 (昭和59) 年からは公共職業安定所などの関係機関や難民定住者を雇用している事業主との雇用促進懇談会を開催し、難民の雇用に関する情報交換に努めた (注: 雇用促進協議会として現在も続いている)。

(2) 定住支援プログラム形式

2006年3月末に閉所された国際救援センターのように、各受入施設は宿舍と教室が同じ敷地にあり、食堂で給食をとるいわゆる合宿形式。センター入所中は、食事は3食提供され、その他の雑費支給やセンター退所時の定住手当支給などのほか、病気にかった場合は無償で治療を受けられるようにした。

(3) センター退所後のアフターケア

センターを退所した後のアフターケアとして、(イ) 生活相談 (日本での生活に関わる様々な相談及び自立困難者等への支援)、(ロ) 職業相談 (職場の労働環境の相談や再就職の相談等)、(ハ) 日本語相談 (地域のボランティア教室の紹介、学校の入学・編入・学習相談等)、(ニ) コミュニティー支援等を実施した。

2. インドシナ難民定住支援プログラムの評価

- (1) 平成5（1993）年の調査では、日本での暮らしへの適応状況に関する質問で、「普通に」及び「良く」適応しているとの回答が合計88%となっており、「概して我が国への定住に満足感が高いことが判明」、「8割近くの人が、我が国にしっかり根をおろして生きる覚悟をしている様子がうかがえる」と評価している。
- (2) 各センターで提供した日本語教育は、日本での生活を開始するために必要な基礎的な日本語能力の習得が目標であり、これは概ね達成されていたものと考えられる。
平成5（1993）年の調査では、日本語会話の程度に関する評価で、調査員評価で71%が、難民自己評価で64%が「自由にできる」または「不自由しない」と回答している。これは、入国以来12－13年間で7割の人が通常の生活に不自由しないレベルの日本語会話を身に付けることが出来たと評価している訳であり、各センター入所中に基礎的な日本語力を身に付けるとの学習方針が正しかったことを示している。
- (3) 就職を希望したインドシナ難民のほぼ全員が、各センターを退所する時には就職していた。これは、職業相談員による就職斡旋、政府による雇用促進活動及び雇用主側の理解と協力の結果であるが、就労機会が多かった当時の経済状況、就労に比較的都合の良い各センターの立地などの要因も考えられる。
- (4) 地方自治体（神奈川県等）によっては、インドシナ難民のために公営住宅の入居用件を特別に緩和するなど、外国人にとって通常は困難な住宅確保も比較的円滑に行われた。また、民間団体との協力の例としては、昭和61（1986）年からインドシナ難民への日本語教育活動を始めた「神奈川県インドシナ難民定住援助協会（現：かながわ難民定住援助協会）」と大和定住促進センターは長い間緊密な協力関係を維持した。同協会は、現在でも神奈川県内で20クラブ程度のボランティアによる日本語教室を展開している。NPO等による日本語クラスも徐々に拡大し、現在、これらの民間団体の取組みを支援するために、文化庁により「生活者としての外国人」のための日本語教育事業が実施されている。

3. 今後のフォローアップ

多くのインドシナ難民は日本社会で安定した生活を送っているが、近年の生活相談の内容としては、高齢化、世代間のコミュニケーションギャップ、病気等に関わる問題が多い。精神疾患患者、薬物依存者などの自立困難者もあり、これらについては引き続き自治体、病院等と連携して支援していくことが求められている。今後も引き続き、難民事業本部が実施している以下のフォローアップ事業が必要であると考えられる。

- 難民生活相談
- 教育訓練援助金の支給
- 生活ハンドブック・医療用語集の無償配布
- インドシナ難民のための各種証明書（定住経歴証明書、インドシナ難民身分証明書発給）
- コミュニティー活動の支援
- 職業相談・紹介
- 雇用促進事業
- 日本語教育相談
- 教材援助

4. インドシナ難民に関する主な調査研究一覧

- アジア福祉教育財団難民事業本部「インドシナ難民の定住状況調査報告」平成5年3月
インドシナ難民が何を考え、どのような問題を抱えているか、日本におけるインドシナ難民の実態を初めて総合的・本格的に個別面接調査したもの。
(調査結果) 個々の問題はあるものの在日期間が長いほど定住適応が進んでおり、概して我が国への定住に満足度が高いことが判明した。
- 社団法人国際日本語普及協会「日本に定住したインドシナ難民の母語の保持と喪失に関する調査研究・報告書」平成5年6月
- アジア福祉教育財団難民事業本部「日本定住インドシナ難民の日本語に関する調査研究」平成8年8月
日本語教育を開始してから15年を経過した節目の年に、日本語関係者によって実施した日本定住後のインドシナ難民の日本語習得等に関して調査したもの
- 内閣官房インドシナ難民対策連絡調整会議事務局「インドシナ難民受入れの歩みと展望－難民受入れから20年－」平成8年3月
難民受入れ20年の足跡をまとめたもの
- 内閣官房インドシナ難民対策連絡調整会議事務局「インドシナ難民の定住の現状と定住促進に関する今後の課題」平成9年3月
インドシナ難民定住促進策の問題点を把握するとともに、今後のあり方を検討するために、日本に定住しているインドシナ難民の現状と意向の調査並びに定住促進に関わる民間団体など関係者の意見を聴取したもの
- 内閣官房インドシナ難民対策連絡調整会議事務局「インドシナ難民と我が国の対応」平成10年3月
インドシナ難民受入れの経緯、対応を記録したもの
- アジア福祉教育財団難民事業本部「インドシナ難民に対する日本語教育20年の軌跡」平成12年3月
インドシナ難民に対する日本語教育の歩みと成果を記録したもの
- アジア福祉教育財団難民事業本部「国際救援センターにおけるインドシナ難民等に対する日本語教育調査研究」平成18年3月
日本語講師陣が日々の指導法等の研究を重ねてきた経緯と結果を記録したもの。
- 国際移住機関（IOM）「日本におけるベトナム難民定住者（女性）についての適応調査」平成20年2月
国際移住機関の委託を受けた研究者グループが実施したインタビュー調査とアンケート調査の結果をまとめたもの。難民事業本部も本調査に協力している。
- UNHCR Representation in Japan, *A Report on the Local Integration of Indo-Chinese Refugees and Displaced Persons in Japan*, Dec. 2009
日本における過去30年間のインドシナ難民定住を調査したもの。難民事業本部も本調査に協力している。